# 兵庫あんしんネット 24

# 兵庫県定期巡回 • 随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会会則

## 【目的】

第1条 兵庫あんしんネット 24(正式名:兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会)(以下「協議会」という。)は、地域で安心した 24 時間サービスの提供を目指し、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業」(以下「訪問介護看護事業」という。)の経営、サービスの質の向上等に関し、研修、情報交換、連絡調整及び調査研究等を行うことにより兵庫県訪問介護看護事業の健全な発展を図り、もって県民の地域包括ケアシステムの実現と向上に努めることを目的とする。

#### 【事業】

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 兵庫県における訪問介護看護事業の運営、サービスの質の向上に関する研修
- 2 訪問介護看護事業の周知・広報活動
- 3 訪問介護看護事業に関する訪問介護看護事業者間の情報交換
- 4 各訪問介護看護事業者の運営の補助
- 5 行政等からの通知及び情報の周知
- 6 その他訪問介護看護事業に関する、必要な調査研究

## 【会員】

### 第3条

- 1 協議会の会員資格は、兵庫県内の訪問介護看護事業者が有する。
- 2 会員として入会しようとする事業者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込む。
- 3 本会の会員は、次の場合には退会したものとする。
  - 1) 訪問介護看護事業者またはその構成員が退会届を会長に提出した場合。
  - 2) 督促を受けながら、2ヶ年会費が支払わない場合
- 4 休止中の訪問介護看護事業者については、その訪問介護看護事業者の意向により、継続入会も可能 とする。

### 【役員等】

### 第4条

1 協議会に次の役員を置き、協議会の運営にあたる。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1~2 名
- 3) 監事 1名
- 4) 研修担当 2~4 名、広報·総務担当 2~4 名
- 2 協議会に役員とは別に、会計担当を1名置く。

### 【役員等の職務】

#### 第5条

- 1 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。 また1分科会の兼務を可能とする。
- 3 協議会役員の業務の執行状況を監査し、協議会の活動を連動させる役割を担う研修分科会・ 広報・総務分科会・ 会計分科会に分かれ、次の業務を遂行する。
  - 1) 研修分科会は、協議会の全体事業の研修会を企画する。
  - 2) 広報・総務分科会は、協議会の全体事業の広報の遂行、庶務及び連絡調整の会務を処理する。
  - 3) 会計分科会は、協議会の会計及び人事管理事務を処理する。
- 4 その他、分科会細則は各分科会担当幹事により作成し、会長に提出し総会にて決議される。
- 5 監事は、会計を監査する。

#### 【役員等の選出】

#### 第6条

- 1 役員等は会員の推薦を受け、役員会での協議をもって役員候補者を決定し、総会にて承認を得るものとする
- 2 役員候補者については、会員の推薦の他に事業所の運営状況や地域性などを考慮し決定する
- 3 役員等が任期途中で欠員となった場合には第7条の規定に関わらず、役員会での協議をもって役員 候補者を決定し、次の総会にて承認を得るものとする
- 4 役員が任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする

### 【役員等の任期】

第7条 役員等の任期は、2年とし、選出の承認を得た総会から翌翌年の総会までとする。但し再任を妨げない。

### 【顧問】

第8条 協議会に顧問を置くことができ、訪問介護看護事業に関する助言を受けることができる。顧問

は会員の推薦により選出し、総会で承認を得た者とする。

## 【会議】

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会等とし、会長が招集する。

#### 【議決事項】

第 10 条 総会は、年 1 回開催し、次に揚げる事項を決議する。ただし、臨時総会は随時開催することができ、会長が招集する。

- 1)会則の変更に関すること
- 2) 事業計画並びに、予算及び決算の決定及び変更に関すること
- 3) その他必要な事項

#### 【総会】

### 第11条

- 1 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 総会の議事は出席者の過半数で議決する。

### 【役員会】

第12条 役員会は、必要に応じて、会長が招集する。

## 【分科会】

第13条 協議会は、会の目的を達成するため、第5条第3項に定める他、分科会を設けることができる。

#### 【支部】

第 14 条 協議会は支部における活動を設けることができる。支部における活動は年 2 回以上とし、その活動における議事録を会長に提出するものとする。

### 【会計】

### 第15条

- 1 協議会は、事業の運営費用に充てるため、会費の徴収(1 事業所あたり月額 1,000 円)および会計処理 を行う。
- 2 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度は、協議会設立の日から 翌年3月31日までとする。
- 4 各年度の予算は、会長が編成し、総会決議によって決する。
- 5 各年度の決算は、副会長が処理し、会計の監査を受けた上、会長が決裁し、総会で承認を求める。

# 【事務局】

第16条 協議会の事務局は役員を務める事業所に設置することとし、総会での承認を得ることとする

## 【その他】

第17条 協議会の運営に関し、その他必要な事項は、分科会で定める。

## 附則

- 1 兵庫あんしんネット 24(正式名:兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡協議会)は 平成 30 年 9 月 14 日に設立し、この会則は平成 30 年 9 月 14 日から施行する
- 2 第6条の規定にかかわらず設立当初の役員は会員の互選により選出する
- 3 この会則は令和2年6月19日より一部改正施行する
- 4 この会則は令和6年6月15日より一部改正施行する